



優良人材へのアピール
企業の信頼性向上



社労士による「経営労務診断[®]」の認証マーク制度

社労士診断認証制度

「職場環境改善宣言」から社労士が行なう「経営労務診断」へ

貴社の働きやすさをPRしませんか？

社労士診断認証制度とは！？



貴社の労働社会保険諸法令の遵守状況や職場環境改善の積極的な取組み、企業経営の健全化の取り組みを社労士が毎年確認・診断し、その認証結果を全国社会保険労務士会連合会が運営するウェブサイトに掲載します。

貴社が「人を大切にする企業」であることをPRできるとともに、認証マークにより自社サイトや名刺でもPRできます。



全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

※「職場環境改善宣言企業」、「経営労務診断実施企業」、「経営労務診断適合企業」の文字列を含む認証マーク及び「経営労務診断」の用語は、全国社会保険労務士会連合会の登録商標です。

「職場環境改善宣言企業」の認証後は 「経営労務診断」の認証マーク取得へ



「職場環境改善宣言企業」確認シートの項目を確認していただき、職場環境改善に一層力を入れることを宣言いただければ、全国社会保険労務士会連合会よりマークを付与し、認証企業として掲載をします。
「職場環境改善宣言企業」はセルフチェックでマークを取得することも可能です。

まずは「職場環境改善宣言企業」の認証からスタート



この2つが「経営労務診断」の認証マークです。



「職場環境改善宣言」を行なった上で、「経営労務診断基準」に基づき所定の項目について社労士の確認を受けた企業に全国社会保険労務士会連合会よりマークを付与し、企業情報サイトにマーク情報を掲載します。



「職場環境改善宣言」を行なった上で、所定の項目について社労士の確認を受け、「経営労務診断基準」に基づき必須項目のすべてが適正と認められた企業に、全国社会保険労務士会連合会よりマークを付与し、企業情報サイトにマーク情報と各項目の調査結果を掲載します。

その次にいよいよ「経営労務診断®」!

※「職場環境改善宣言企業」、「経営労務診断実施企業」、「経営労務診断適合企業」の文字列を含む認証マーク及び「経営労務診断」の用語は、全国社会保険労務士会連合会の登録商標です。

社労士による経営労務診断®実施の方法

1 まずは社労士を探しましょう



経営労務診断のひろばサイト
<https://www.sr-shindan.jp>

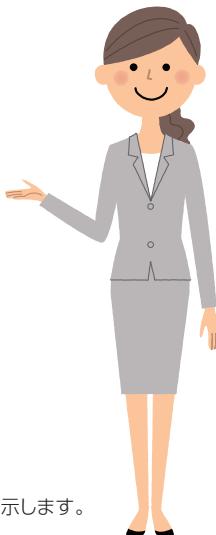
TOPページの「診断を実施する
社労士を探す」から社労士検索へ
お進みください。



都道府県、市区町村を指定して
検索してください。
検索結果のリストから社労士を
選定してください。

2 社労士を見つけたら「経営労務診断」の依頼をしましょう

社労士に「経営労務診断」業務の依頼をします。



3 社労士と事前打ち合わせをしましょう

診断の見積もりと診断依頼書類を社労士と取り交わします。 ※診断費用は担当する社労士にお尋ねください。

4 診断に必要な書類を準備をしましょう

社労士が「経営労務診断基準」、「経営労務診断基準資料集」に基づき、診断に必要な書類についてご説明します。

5 社労士が診断を行います

「経営労務診断基準」と「経営労務診断基準資料集」に基づいて社労士が「経営労務診断」を行ないます。

6 社労士から結果報告書を受領し、改善点の助言・アドバイスを受けましょう

「経営労務診断報告書」により、診断を行なった結果や改善点、及び改善点に関する今後のアドバイス、助言などを社労士が提示します。

7 認証マークを付与し、御社情報をサイトへ掲載します

診断結果により、「経営労務診断実施企業」あるいは「経営労務診断適合企業」の認証マークを全国社会保険労務士会連合会から付与するとともに、「経営労務診断のひろば」サイトへ企業情報を掲載します。認証マークは御社名刺やホームページ、求人サイト等でご活用ください。

「経営労務診断」の診断項目は次の3つの分野です。

全国社会保険労務士会連合会の「経営労務診断」とは以下の項目を確認することをいいます。

1 労務管理に関する調査項目 (労務コンプライアンスの診断項目です)

分類	区分	診断項目
1-1 労務管理関連規程の整備	必須	(1) 就業規則の作成・届け出
	必須	(2) 労働条件関連の定め
	必須	(3) 賃金関連の定め
	必須	(4) 育児・介護休業関連の定め
	必須	(5) ハラスメント対応方針
1-2 労務関連管理体制	必須	(1) 労働時間管理、休憩・休日
	必須	(2) 労働時間関連労使協定(36協定など)
	必須	(3) 年次有給休暇の付与・管理
	必須	(4) 一般健康診断(雇入時・定期・特定業務等)・ストレスチェックの実施、安全衛生管理体制
	必須	(5) ハラスメント相談体制の整備
1-3 帳簿等の調製、保管	必須	(1) 労働者名簿
	必須	(2) 賃金台帳
	必須	(3) 勤務表・タイムカード
	必須	(4) 年次有給休暇管理簿
1-4 労働保険・社会保険	必須	(1) 労災保険・雇用保険の加入
	必須	(2) 健康保険・厚生年金保険の加入

2 組織体制に関する確認項目 (企業行動を基本から支える一歩です)

分類	区分	診断項目
組織体制に関する確認事項	任意	(1) 組織図、組織規程
	任意	(2) 職務(業務)分掌規程
	任意	(3) 職務(業務)権限規程

3 労務管理等に関する数値情報 (企業運営を数値化して分析する診断項目です)

(1) 【必須】従業員数★

(2) 平均年齢

(3) 平均年収

(4) 【必須】正規従業員の所定労働時間と法定労働時間★

(5) 一月当たりの一人の平均残業時間★

(6) 従業員の平均勤続年数★

(7) 女性管理職・役員数★

(8) 採用における競争倍率(直近事業年度)★

(9) 繼続雇用割合(10事業年度前及びその前後に採用された従業員について)★

(10) 育児休業取得率と平均取得期間★

★一部又は全部が、「女性活躍推進法」における情報公表項目

(女性活躍推進法では、301人以上の労働者を雇用する事業主は定められた項目を複数公表する義務があり、2022年4月以降は101人以上の労働者を雇用する企業へ適用が拡大されます。)

※「正規雇用労働者の中途採用比率」(追加予定)

労働施策総合推進法の改正により、令和3年4月1日より、常時雇用する労働者数が

301人以上の企業は公表が義務化されています。



認証を受けるメリット

1 人を大切にする企業としての信頼性向上

社労士診断認証制度は「人を大切にする企業」であることを認証するものです。職場環境をよりよく改善し、従業員の皆さんのが働きやすい企業を目指すことをアピールすることができます。

2 優良人材のリクルートへのアピール

認証を受け診断結果を公表することで企業情報に高い信頼性が生まれます。求職者にとって診断結果を確認できることは、企業実態の貴重な情報源となります。

3 労務コンプライアンスの見える化

全国社会保険労務士会連合会が作成した「経営労務診断基準」に基づき診断するため、人事労務管理に関する問題点を正しく把握することができ、さらに企業が自発的に診断を受けている高いコンプライアンス意識があることを証明できます。

4 女性活躍推進指標の公表

診断の数値情報は 2020 年 6 月に改正施行された女性活躍指針に対応しているため、診断結果を公表することで、法令の公表義務を充足することができます。

診断による課題の見える化

社会情勢

①働き方改革の進展

③法令遵守、内部統制の必要性

企業の課題

①採用・人材育成

②労働生産性の向上

③永続性（後継者問題）への課題

「経営労務診断」でこれらの課題の対処法が見えるようになります！

おすすめの活用方法

リクルートサイトへの貼付



公式サイトのリクルートページやリクルート専用サイトへの認証マーク貼り付けにより、求職者へ積極的なアピールができます。

会社案内・名刺への掲載



会社案内や名刺、商品パンフレットの企業紹介のコーナーなどに認証マークを掲載することで企業への関心と安心感を与えます。

求人広告への記載



様々な求人媒体の募集要項に記載し、積極的なアピールに活用。優良人材の応募へも強い影響力があると考えられます。

社労士診断認証制度の公式サイト

経営労務診断のひろば

経営労務診断のひろば

<https://www.sr-shindan.jp/>



認証マークの取得・経営労務診断のお申し込みは